

## 「基本目標 1 低炭素で地球にやさしい社会の構築」の構成

今回の第3期伊勢市環境基本計画では、地球温暖化防止実行計画を内包することとしています。

本節では、法に基づく国ガイドラインにおける要求事項について定めている①市の事務及び事業における温室効果ガスの排出抑制について定める「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」、②市域における温室効果ガスの排出抑制について定める「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」があります。

## ■各項の位置づけ

基本目標 1 低炭素で地球にやさしい社会の構築（地球温暖化防止実行計画）

## 「事務事業編・区域施策編に共通する基本事項」

## (1)位置づけ

温対法に基づく「事務事業編」「区域施策編」の2つの計画について定める

## (2)本実行計画策定の意義

温暖化を取り巻く背景、市として取り組む意義

## (3)本実行計画の基本的事項

計画期間、対象とする温室効果ガス

## 「事務事業編」

一事業所としての市役所が行う事務事業によって排出されるガスの削減

(4)市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の現況  
(市の事業から出る排出量)

(5)市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標  
(市の事業から出るガスの削減目標)

(6)市の事務事業における地球温暖化対策  
(上記を削減するための取組)

## 「区域施策編」

市民、事業者、市が行う市域において排出されるガスの削減

(7)市域における温室効果ガス排出量の現況  
(市域から出る排出量)

(8)市域における温室効果ガス排出量の削減目標  
(市域から出るガスの削減目標)

(9)市の施策の方向性  
(10)市の施策内容  
(市が削減するための取組)

(11)市民・事業者に期待する役割  
(市民・事業者が削減するための取組)